

手数料改定のご案内

平素は当財団をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2025年4月1日施行の建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、
4月1日申請引受分より確認検査手数料等を改定させていただくことになりました。

申請者様にはご負担をお掛けしますが、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます

※詳細は別紙の申請手数料表をご確認ください。



確認検査業務 申請手数料表（建築物）

2025/04/01 の申請受付より

● 建築物（1申請あたり）【表1】（手数料規程 別表第1、第4、第7、第8関係）

単位 円/非課税

床面積の合計※ A (㎡)	確認申請	中間検査	仮使用認定		完了検査	
			省エネ適判 等なし	省エネ適判 等あり	省エネ適判 等なし	省エネ適判 等あり
A ≤ 500	110,000	130,000	160,000	190,000	140,000	160,000
500 < A ≤ 1,000	200,000	220,000	270,000	310,000	220,000	260,000
1,000 < A ≤ 2,000	300,000	280,000	370,000	430,000	310,000	360,000
2,000 < A ≤ 3,000	390,000	320,000	440,000	520,000	370,000	430,000
3,000 < A ≤ 4,000	460,000	340,000	490,000	580,000	410,000	480,000
4,000 < A ≤ 5,000	530,000	360,000	540,000	640,000	450,000	530,000
5,000 < A ≤ 6,000	600,000	390,000	590,000	700,000	490,000	580,000
6,000 < A ≤ 8,000	670,000	420,000	650,000	760,000	540,000	630,000
8,000 < A ≤ 10,000	750,000	450,000	710,000	840,000	590,000	700,000
10,000 < A ≤ 20,000	870,000	510,000	820,000	960,000	680,000	800,000
20,000 < A ≤ 30,000	1,070,000	590,000	1,020,000	1,200,000	850,000	1,000,000
30,000 < A ≤ 50,000	1,280,000	700,000	1,240,000	1,450,000	1,030,000	1,210,000
50,000 < A ≤ 100,000	1,700,000	1,060,000	1,640,000	1,930,000	1,370,000	1,610,000
100,000 < A ≤ 200,000	2,250,000	1,460,000	2,220,000	2,620,000	1,850,000	2,180,000
200,000 < A ≤ 300,000	2,800,000	1,850,000	2,880,000	3,380,000	2,400,000	2,820,000
300,000 < A ≤ 500,000	3,350,000	2,300,000	3,590,000	4,220,000	2,990,000	3,520,000
500,000 < A	4,000,000	3,150,000	4,490,000	5,280,000	3,740,000	4,400,000

※ 計画変更の場合は、「変更した部分の床面積の合計×1/2」を「床面積の合計A」として算定します。

(1) 下記の申請内容が含まれる確認申請は、【表1】の確認申請手数料に、それぞれ該当する額が加算されます。

ただし、法56条7項（天空率）を除き、当該部分に係る国土交通大臣の認定書又はBCJの技術評定書が添付される場合に、それら認定等の対象部分により審査が効率的に実施できる場合は加算されません。

以下、建築基準法を「法」、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律を「建築物省エネ法」といいます。

申請内容	加算額
避難安全検証法等により設計を行った場合	【表2】の額
法56条7項（天空率）の規定による特例を適用した場合	【表3】の額
ルート2構造計算及び法20条1項4号のうちルート3構造計算、限界耐力計算等により、構造適合判定不要となる場合	【表4】の額
特別な構造計算等による場合	【表5】の額
特定天井を設ける場合	【表6】の額
土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の場合	【表7】の額
構造計算の審査が必要な建築物（棟）が複数ある場合 （最大の床面積となる建築物（棟）及び床面積が200㎡以下の建築物（棟）は除く…☆）	棟ごとに【表1】の床面積に応じた 確認申請手数料の3/10の額
計画変更時に構造計算の審査が必要な建築物（棟）がある場合 （☆の除外は適用しない）	棟ごとに【表1】の床面積に応じた 確認申請手数料の1/10の額

(2) 「省エネ適判等」は以下を示します。

- ・省エネ適合性判定 ・建築物省エネ法仕様基準 ・コース1（設計住宅性能評価、長期優良住宅認定、長期使用構造等の確認）
- ・特殊の構造又は設備の認定 ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定 ・低炭素建築物新築等計画認定

(3) 建築物省エネ法仕様基準による審査を要する確認申請、完了検査、仮使用認定は、別途加算されます。

(4) 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査は、15,000円が加算されます。

(5) 増築等で既存の建築物の構造耐力に関する審査を要する確認申請、完了検査は、別途加算されます。

(6) 避難安全検証法、耐火性能検証法及び防火区画検証法であらかじめの検討を適用する場合、別途加算されます。

(7) BCJで仮使用認定を行った完了検査の床面積の合計は、仮使用認定部分の床面積の合計を減じた床面積で手数料を算定します。

(8) BCJ以外で確認申請等を行った場合の中間検査、仮使用認定、完了検査は、別途加算されます。

(9) 建設地が遠隔地（東京本部又は大阪事務所から概ね50kmを超える地域）の検査は、出張費が別途加算されます。

(10) 電子申請による申請手続きが行われ、消防同意に必要な図書類をBCJが紙に出力する場合は、確認申請手数料【表1】の5%が加算されます。

● 避難安全検証法等により設計を行った建築物の加算額【表2】

(手数料規程 別表第1の2関係)

単位 円/非課税

対象部分の床面積の合計※ A (㎡)	ルート B1	ルート B2		耐火性能検証法 通常火災終了時間 に基づく設計法 特定避難時間に基づ く設計法	防火区画 検証法
	区画避難安全検証法 階避難安全検証法 全館避難安全検証法	区画避難安全 検証法 階避難安全検証 法	全館避難安 全検証法		
A ≤ 3,000	70,000	90,000	140,000	105,000	30,000
3,000 < A ≤ 10,000	100,000	130,000	200,000	150,000	40,000
10,000 < A ≤ 50,000	150,000	195,000	300,000	220,000	70,000
50,000 < A ≤ 100,000	250,000	325,000	500,000	300,000	100,000
100,000 < A ≤ 200,000	300,000	390,000	600,000	400,000	130,000
200,000 < A	350,000	455,000	700,000	550,000	150,000

※ 避難安全検証法等に係る計画変更がある場合は、「変更した対象部分の床面積の合計×1/2」を「対象部分の床面積の合計A」として算定します。

※一の建築物においてルートB1及びルートB2を併用の場合、ルートB2の加算額で算定できるものとします。

● 法56条7項の規定による特例の適用(天空率)がある建築物の加算額【表3】

(手数料規程 別表第1の3関係)

単位 円/非課税

適用条項	適用条項の数	加算額	
		新規	計画変更
法56条7項1号(道路高さ制限)	1つの場合	70,000	35,000
法56条7項2号(隣地高さ制限)	2つの場合	100,000	50,000
法56条7項3号(北側高さ制限)	3つの場合	120,000	60,000

● ルート2構造計算及び法20条1項4号のうちルート3構造計算、限界耐力計算等により、構造適合判定不要となる建築物の加算額【表4】

(手数料規程 別表第1の4関係)

単位 円/非課税

構造棟ごとの床面積 A (㎡)	加算額	
	新規	計画変更
A ≤ 500	100,000	50,000
500 < A ≤ 1,000	140,000	70,000
1,000 < A ≤ 2,000	180,000	90,000
2,000 < A ≤ 10,000	210,000	105,000
10,000 < A ≤ 50,000	300,000	150,000
50,000 < A	540,000	270,000

● 特別な構造計算等による建築物の加算額【表5】

(手数料規程 別表第1の5関係)

単位 円/非課税

構造棟ごとの床面積 A (㎡)	限界耐力計算及び限界耐力計算と同等 の構造計算(エネルギー法、告示免震等)		木造を用いる建築物の構造計算 又は もえしろ計算	
			柱の防火被覆不要とする構造方法	
	新規	計画変更	新規	計画変更
A ≤ 500	50,000	25,000	30,000	15,000
500 < A ≤ 2,000	80,000	40,000	45,000	22,500
2,000 < A ≤ 10,000	100,000	50,000	75,000	37,500
10,000 < A ≤ 50,000	150,000	75,000	100,000	50,000
50,000 < A	200,000	100,000	135,000	67,500

● 特定天井を設ける建築物の加算額(1申請あたり)【表6】

(手数料規程 別表第1の6関係)

単位 円/非課税

特定天井部分の水平投影面積ごと A (㎡)	特定天井を設ける場合		落下防止措置を講じる場合	
	新規	計画変更	新規	計画変更
200 < A ≤ 500	140,000	70,000	240,000	120,000
500 < A ≤ 1,000	200,000	100,000	380,000	190,000
1,000 < A	260,000	130,000	510,000	255,000

● 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の確認申請手数料の加算額【表7】

(手数料規程 別表第1の7関係)

単位 円/非課税

構造方法	構造方法の数	加算額	
		新規	計画変更
平成13年国土交通省告示第383号 ・第2から第4に規定する「外壁等の構造方法」 ・第5に規定する「門又は扉の構造方法」	1の場合	40,000	20,000
	2の場合	70,000	35,000

※ 申請手数料につきご不明点等ございましたら確認検査業務手数料規程をご覧ください。下記までお問合せください。



確認検査業務 申請手数料表（工作物・昇降機）

2025/04/01 の申請受付より

● 令138条1項の各号に掲げる工作物（1基あたり）

（手数料規程 第4条、第10条、別表第3、別表第3の2、別表第6、別表第6の2関係）

【表1-1】（令138条1項1号）煙突等

単位 円/非課税

最高高さ (m)	新規	計画変更	完了検査
6超~12	80,000	40,000	60,000
12超~18	100,000	50,000	70,000
18超~	120,000	60,000	90,000

【表1-2】（令138条1項2号）RC造柱,S柱,木柱等

単位 円/非課税

最高高さ (m)	新規	計画変更	完了検査
15超~30	100,000	50,000	60,000
30超~45	125,000	62,500	75,000
45超~	150,000	75,000	90,000

【表1-3】（令138条1項3号）広告塔,装飾塔等

単位 円/非課税

最高高さ (m)	新規	計画変更	完了検査
4超~8	60,000	30,000	60,000
8超~12	75,000	37,500	75,000
12超~16	90,000	45,000	90,000
16超~20	105,000	52,500	105,000
20超~	120,000	60,000	120,000

【表1-4】（令138条1項4号）高架水槽,物見塔等

単位 円/非課税

最高高さ (m)	新規	計画変更	完了検査
8超~16	80,000	40,000	60,000
16超~24	100,000	50,000	70,000
24超~32	120,000	60,000	90,000
32超~	140,000	70,000	105,000

【表1-5】（令138条1項5号）擁壁等

単位 円/非課税

最高高さ (m)	新規	計画変更	完了検査
2超~4	60,000	30,000	60,000
4超~6	75,000	37,500	75,000
6超~8	90,000	45,000	90,000
8超~10	105,000	52,500	105,000
10超~	120,000	60,000	120,000

● 昇降機（1台あたり）【表2】

（手数料規程 第3条、第9条、別表第2、別表第5の2、別表第5の3関係）

単位 円/非課税

1申請あたりの設置台数		確認申請		完了検査
		新規	計画変更	
昇降機	1~10	28,000	14,000	40,000
	11~30	28,000	14,000	38,000
	31~	28,000	14,000	35,000
小荷物専用昇降機		14,000	7,000	30,000

- (1) 工作物及び昇降機の仮使用認定の手料金は、完了検査の額と同額です。
- (2) B C Jで仮使用認定を行った工作物及び昇降機の完了検査手数料は、該当する完了検査の額の1/2とします。
- (3) B C J以外で確認申請等を行った場合の仮使用認定、完了検査の手料金は、別途料金が加算されます。
- (4) 建設地が遠隔地（東京本部又は大阪事務所から概ね50kmを超える地域）の場合は、検査手数料に別途旅費が加算されます。

※ 申請手数料につきご不明点等ございましたら確認検査業務手数料規程をご覧ください。下記までお問合せください。